

一般社団法人地域から日本を変える 会員規約

この会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人地域から日本を変える（以下「当法人」）と、当法人の会員（以下「会員」）との関係について規範を明確にしています。一般社団法人地域から日本を変える事務局（以下「事務局」）では、入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条(目的)

本規約は、当法人の会員制度について定めるものとする。

第2条(会員)

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき会員の入会を申し込み、当法人により入会を承認された法人または個人であり、以下の2種とする。

- ・ 法人会員
- ・ 個人会員

第2章 入会と退会

第3条(入会)

当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書、または Web 上の入会フォームを当法人に提出し、当法人の承認を得なければならない。

第4条(入会申込の不承認)

当法人の会員になろうとするものに、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得ることができないことがある。

- ・ 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- ・ 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- ・ 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- ・ その他、当法人が会員と認めることを不適切と判断した場合。

第5条(有効期間)

1. 会員有効期間は入会日付に関わらず、入会月起算で1年間とする。
(例：2022年10月30日入会の場合、2023年9月末日迄となる。)
2. 有効期間満了日の1ヶ月前までに、会員から当法人に対し、退会届を提出した場合を除き、さらに会員期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

第6条(会費)

1. 会費は以下に定める通りとする。

- ・ 法人会員：10,000 円/月
 - ・ 個人会員：5,000 円/月
2. 会費は年会費制とし、年一括での支払いとする。
 3. 会員が既に納めた会費については、その理由の何如を問わず、これを返還しないものとする。
 4. 当法人は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。
 5. 会員は、当法人の提供するサービスの利用にあたり、会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、これを支払うものとする。

第7条(変更の届出)

1. 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。
2. 会員が、本条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

第8条(退会)

1. 会員は、次に掲げる事由によって退会する。
 - ・ 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、一ヶ月前にするものとする。
 - ・ 死亡または解散。
 - ・ 除名。
2. 当法人の会員について、除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

第9条(会員資格の取り消し・除名)

当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- ・ 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、当法人が認めたとき。
- ・ 会費の納入が、支払期限から30日以上遅滞したとき。
- ・ 当法人のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集し、当法人の事前承諾なく、それを利用したとき。
- ・ また入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- ・ 当法人の会員に対して、ネットワークビジネス(マルチ商法、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング)や靈感商法など不適切な勧誘を行った場合。
- ・ 法令もしくは公序良俗に反する行為を行なったとき。

- ・ 本規約または、その他当法人が定める規則に違反したとき。
- ・ その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第3章 機密保持及び権利帰属

第10条(機密保持)

会員は、当法人の活動を通じて得た他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報、法人会員の事業に関わる情報などについて、機密を保持しなければならない。

第11条(権利帰属)

1. 講演会など当法人の業務において開示された秘密情報に係る権利は、秘密情報が無体物又は有体物であるかにかかわらず、全て当法人に帰属する。当該権利には、著作権および産業財産権等の知的財産権、所有権その他一切の権利を含む。
2. 本規約に基づき著作権および産業財産権等の知的財産権に関する情報を開示当事者が開示したことをもって、それらの知的財産権について受領当事者に譲渡又は許諾するものではない。

第4章 権利と特典

第12条(会員の権利と特典)

1. 提供するサービスおよび諸条件は当法人よりの案内またはホームページにて通知する。
2. 当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部分ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとする。

第5章 規約の変更

第13条(規約の変更)

1. 本規約の変更については社員総会でこれを決議し、当法人よりの案内またはホームページにて通知する。
2. 本規約に定めのない事項については、社員総会の決議により定めるものとする。

第6章 免責および損害賠償

第14条(免責および損害賠償)

1. 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
2. 会員同士の問題や紛争に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。
3. 当法人の活動に関連して会員が当法人又は第三者(他の会員を含み、以下も同様とします)に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員はその損害を賠償するものとし、当法人はいかなる責任も負わないものとする。

第7章 個人情報の保護

第15条(会員名簿)

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所等を記載した会員名簿を作成する。

第 16 条(個人情報保護)

当法人は個人情報保護方針を定め、それに基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

第 8 章 反社会的勢力への対応

第 17 条(反社会的勢力への対応)

1. 当法人は、会員が以下のいずれかに該当する場合、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき。
 - ・ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ・ 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - ・ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ・ 自らまたは第三者を利用して、当法人または当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
2. 当法人は会員が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかに該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。
 - ・ 暴力的な要求行為。
 - ・ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ・ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ・ 風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信頼を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為。
 - ・ その他前各号に準ずる行為。
3. 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
4. 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

第 9 章 準拠法および専属的合意管轄裁判所

第 18 条(準拠法および専属的合意管轄裁判所)

1. 本規約は日本法に準拠し、本規約および一般社団法人地域から日本を変える定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。
2. 本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意

管轄裁判所とする。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規則は、令和4年9月1日から施行する